

中泊町農業委員会会議録

令和8年7月10日

中泊町農業委員会

令和 8 年 中 泊 町 農 業 委 員 会 7 月 定 例 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金） 13時30分～

2. 開催場所 小会議室1

3. 出席委員 （14人）

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者	14番	葛西 誠		
委 員	1番	大川 勝仁	2番	藤田 次男
	3番	青山 邦榮	4番	佐々木 清英
	5番	澤田 健吾	6番	瓜田 益子
	7番	三上 孝	8番	小野 美恵子
	9番	外崎 満幸	10番	松田 耕司
	11番	佐藤 正樹	12番	工藤 正太
	13番	木村 巧		

4. 欠席委員 （1人）

委 員	4番	佐々木 清英		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第12号 農地所有適格法人の報告について

【議案】

議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第10号 非農地証明申請について

第4 協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 古 川 優

次 長 荒 関 真 治

係 長 長 利 純 也

主 事 古 川 安 梨 紗

7. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和8年中泊町農業委員会7月定例総会を開会いたします。

(局長)

本日の出席委員数は14名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を松坂会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、9番外崎委員、10番松田委員にお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には、事務局職員の荒関次長、長利係長を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第9号

事務局
長利

3ページをご覧ください。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第18条第6項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の合意解約は、4件ございました。
内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第9号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第10号

事務局
長利

14ページをご覧ください。

報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」農地法第3条の3第1項の規定による届出（農地の相続等の届出）について、別紙のとおり報告する。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

6月の相続等の届出は7件ございました。詳しい内容につきましては、別紙をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第10号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第11号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第11号

事務局
長利

16ページをご覧ください。

報告第11号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（令和8年6月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをご覧ください。6月分の農地移動あっせん申し出は2件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第11号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第12号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第12号

事務局
(長利)

18ページをお開きください。

報告第12号「農地所有適格法人の報告について」農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について、次のとおり報告する。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

19ページをご覧ください。農地法第6条第1項において、「農地所有適格法人は毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされています。各法人の内容については、資料をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第12号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第8号

議長
(会長)

議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

21ページをご覧ください。議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

それでは、議案第8号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西委員

議席14番、葛西です。それでは報告いたします。去る7月1日、私と木村委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、賃貸借権設定が6件、使用貸借権設定が2件、有償移転が3件、無償移転が3件です。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
荒 関

それでは、22ページをご覧ください。

受付番号43番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田17筆、面積は28,386㎡の親から子への使用貸借です。期間は10年。貸借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

事 務 局
荒 関

受付番号44番は新規の設定で、設定する農地は宮川字霞地内の田7筆、田茂木字若宮地内の田3筆の計10筆、面積は25,862㎡の賃貸借です。期間は10年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担、賃借料は宮川字霞地内は10a当たり30,000円、田茂木字若宮885番1、4173番は10a当たり米3俵の価格、田茂木字若宮4177番は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

事 務 局
荒 関

受付番号45番は売買で、豊島字宮本地内の田1筆、面積は4,451㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

25ページをご覧ください。

受付番号46番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田6筆、面積は10,865.48㎡の賃貸借です。期間は2年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり米2.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号47番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田9筆、面積は16,886㎡の賃貸借です。期間は2年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり米2.5俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号48番は、小泊字山口地内の田2筆、面積は3,105㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

27ページをご覧ください。

受付番号49番は、今泉字布引地内の畑1筆、面積は108㎡の売買です。譲受人は、譲渡人同様にそ菜を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号50番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田15筆、畑1筆の計16筆。面積は67,195㎡の親から子への使用貸借です。期間は10年。貸借人の保有する機械、農作業に従事する家族の労働力等からみて問題ないものと思われます。

29ページをご覧ください。

受付番号51番は、薄市字花持地内の田4筆、面積は4,647㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号52番は売買で、宮野沢字蛭澤地内の畑2筆、面積は10,443㎡の農業委員会あっせんによる売買です。譲受人は、譲渡人同様に農作物を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

30ページをご覧ください。

受付番号53番は、高根字小金石地内の田1筆、面積は6,621㎡の贈与です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号54番は新規の設定で、設定する農地は薄市字花持地内の田8筆、面積は9,514㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

31ページをご覧ください。

受付番号55番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田7筆、面積は12,059㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号56番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の田3筆、面積は805㎡の賃貸借です。期間は5年、土地改良費は工事費及び水利費ともに地主負担。賃借料は10a当たり米2俵の価格です。賃借人の保有する機械、農作業に従事する構成員の状況等からみて問題ないと思われます。

以上、受付番号43番から56番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第9号

議長
(会長)

次に、議案第9号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
古川(安)

37ページをご覧ください。
議案第9号「中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について」農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により中泊町に対し、中泊町農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求める。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

（農地中間管理事業の利用権設定）

次に39ページをご覧ください。

今月の利用権設定（案）は、受付番号3番と4番の売買が2件となっております。

受付番号3番は売買で、大沢内字ニタ見地内の田3筆、面積は2,799㎡の機構を通した売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号4番は売買で、大沢内字ニタ見地内の田5筆、大沢内字海原1筆の計6筆。面積は12,688㎡の機構を通した売買です。譲受人は、譲渡人同様に米を栽培するとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第10号

議長
(会長)

次に、議案第10号「非農地証明申請について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
荒関

44ページをご覧ください。

議案第10号「非農地証明申請について」農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地等証明願の提出があったため審議を求める。令和8年7月10日提出 中泊町農業委員会会長。

本案は、農地所有者から非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので提案したものです。

受付番号2番の申請地は深郷田字甘木地内の畑1筆で農業振興地域外の農地です。申請者が農地転用許可が必要なことを知らずに倉庫を建築したとのこと。現地を調査したところ宅地化を確認しました。今後、担い手もいなく農地に復元することが困難である旨の申請がありました。

令和3年の航空写真でも当時から宅地化していることを確認しており、令和8年7月1日に現地確認を行いました。申請のとおり宅地化していることを確認しました。以上のことから、農地法の運用についての第4の(4)の再生利用が困難と見込まれる農地に該当し農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地として判断するものです。

議長
(会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を調査した委員より報告をお願いします。

葛西委員

議席14番、葛西です。去る7月1日、私と木村委員、大川委員、事務局職員の5名で確認いたしました。詳細については事務局説明のとおりでございますので、審議のほどよろしくをお願いします。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

◎報告・協議事項

議長
(会長)

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(荒関)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申しあげます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和8年中泊町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年7月10日

(松坂 龍美)

農業委員会
会長

松坂 龍美

(外崎 満幸)

署名委員

外崎 満幸

(松田 耕司)

署名委員

松田 耕司